

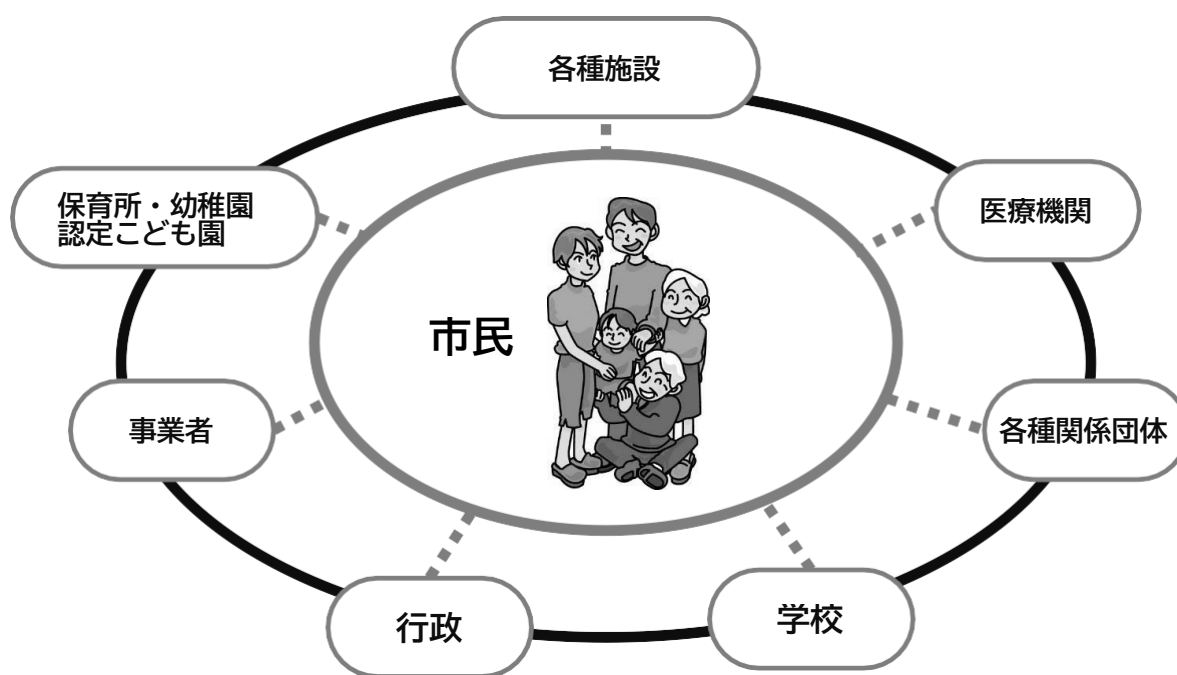
第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

健康づくりは一人ひとりの市民が当事者としての自覚をもって取り組むことが基本となります。そうした市民の取り組みを直接、または地域活動を通じて支援することが、本計画の基本的な視点となります。

計画の推進にあたっては、市民、地域、行政がそれぞれ次に示す役割を果たすことが重要です。

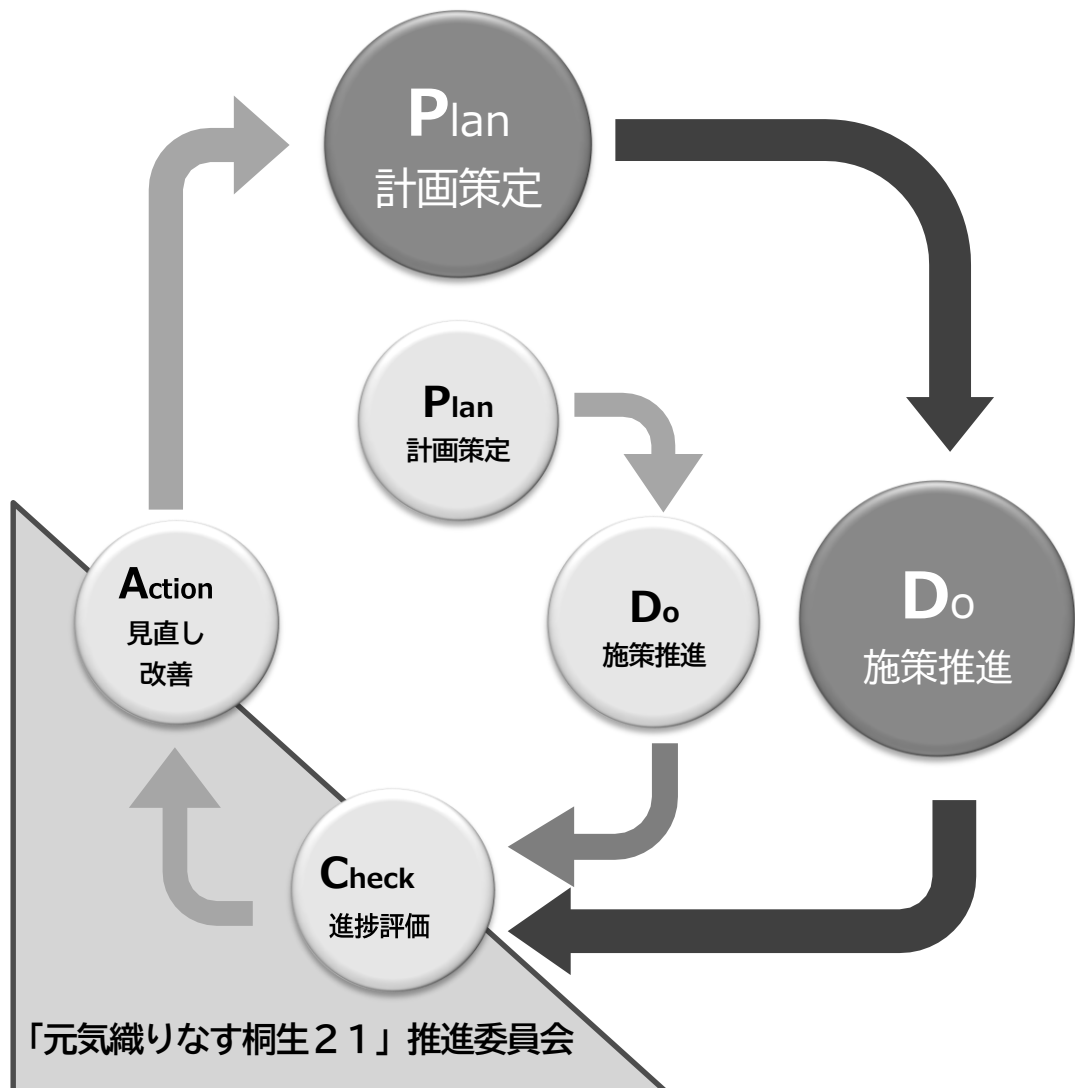
市民の役割	一人ひとりが健康で生きがいのある毎日を送るという意識を持って行動し、健康診査の受診や、地域活動などへ積極的に参加していくことで、健康づくりに取り組みます。
地域の役割	区長連絡協議会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、民生委員児童委員協議会、スポーツ推進委員会、母子保健推進協力会、食生活改善推進協議会、生涯学習推進協議会、各種サークルなどがそれぞれの実情に応じた活動を通じて、相互の触れ合いの場を持ち、ネットワークを構築していくことにより健康づくりを推進します。
行政の役割	計画に基づき、気づきの場、学びの場、体験の場を提供しつつ、地域や各関係団体と連携・協力し、全庁的な体制で総合的に健康づくりを推進します。



2 計画の進行管理と評価（PDCAサイクル）

本計画の取り組みの実効性を高めるため、以下に示す PDCA サイクルによって、計画の進行管理を行います。

P（Plan：計画策定）に続く D（Do：施策推進）においては、健康づくりの当事者である市民と、健康づくりに関わる地域、健康づくりを支援する行政が協働して健康づくりの取り組みを展開します。取り組み後は、それぞれの担当課が中心となり、成果と課題をとりまとめ、C（Check：進捗評価）の実施主体となる「元気織りなす桐生21」推進委員会において協議し、必要な A（Action：見直しや改善）を行い、新たな P へとつなげていきます。



資料編

1 桐生市健康づくり推進協議会設置要綱

(平成18年4月1日施行)

改正 平成23年4月1日平成30年4月1日

平成31年4月1日令和2年4月1日

(設置)

第1条 桐生市民の生涯を通じた健康の実現を目指し、市民一人ひとりの主体的な健康づくり活動を関係機関、関係団体及び行政等が協働して支援し、関係施策を総合的に協議検討するため、桐生市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 健康づくり施策の普及啓発及び支援体制に関すること。
- (2) 「元気織りなす桐生21」の推進に関すること。
- (3) その他健康づくりに関し協議会が必要と認める事項

(委員の構成)

第3条 委員は、次に掲げる16人以内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 行政機関関係者
- (2) 関係団体の者
- (3) 識見を有する者
- (4) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部健康長寿課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 桐生市歯科口腔保健の推進に関する条例

(平成27年9月25日桐生市条例第34号)

歯と口腔の健康は、全身の健康状態の保持及び向上に関連し、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしている。

このため、市民が生涯にわたって健康に過ごすことができるよう、市民一人ひとりが、歯科疾患の予防の重要性に対する理解を深め、自ら責任を持って取り組むとともに、市及び関係者がそれぞれの責務及び役割を果たしながら市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を展開していくことが重要である。

こうした認識の下、市全体で歯と口腔機能の保持及び増進の取組を行うことで、市民の歯と口腔に関する健康格差をなくし、市民が生涯にわたり健康で明るく暮らせるまちづくりを推進するため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)第2条の規定及び群馬県歯科口腔保健の推進に関する条例(平成25年群馬県条例第17号)に基づき、市が推進する歯科口腔保健に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び歯科口腔保健の推進に係る保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育保育等に関わる者の役割を明らかにするとともに、歯科口腔保健を推進するための施策の基本的な事項等を定めることにより、歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

[歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)第2条]

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科医療等業務従事者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。
- (2) 保健医療福祉関係者 保健、医療又は社会福祉に係る業務に従事する者であって、歯科口腔保健に関する活動、指導、助言又は医療行為を行うもの(歯科医療等業務従事者及び教育保育関係者を除く。)をいう。
- (3) 教育保育関係者 学校、幼稚園、保育所その他これに類する施設において、生徒、児童、乳幼児等の歯科口腔保健に関する指導を行う者をいう。
- (4) 事業者 労働者を雇用して市内で事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 市民の生涯にわたる歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。以下「歯科検診」という。)を実施し、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 胎生期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育保育その他の関連分野における施策との連携を図り、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、国及び群馬県と連携を図り、歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、継続的かつ効果的に実施する責務を有する。

2 市は、歯科口腔保健に関する施策を実施するに当たっては、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育保育その他の関係機関が行う施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮をしなければならない。

3 市は、事業者その他の者が行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は基本理念にのっとり、歯科口腔保健に関する正しい知識及び理解を深めるとともに、生涯にわたって自ら歯科疾患の予防に向けて取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、定期的に歯科検診を受け、必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健の向上に努めるものとする。

3 市民は、市の実施する歯科口腔保健に関する施策等に積極的に参加することにより自らの歯科口腔保健の向上に取り組むよう努めるものとする。

(歯科医療等業務従事者の役割)

第6条 歯科医療等業務従事者は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健に資するよう、保健医療福祉関係者及び教育保育関係者と緊密な連携を図り、適切にその業務を行うとともに、市が講じる歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 歯科医療等業務従事者は、市民が自ら行う歯科口腔保健に協力するよう努めるものとする。

(保健医療福祉関係者及び教育保育関係者の役割)

第7条 保健医療福祉関係者及び教育保育関係者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において歯科口腔保健の推進に努めるとともに、その推進に当たっては歯科口腔保健の業務に携わる者と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業所において雇用する従業員が歯科検診及び必要に応じて歯科保健指導を受けることを勧奨し、歯科口腔保健に関する取組の支援に努めるものとする。

(基本的な施策)

第9条 市は、市民の歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 歯科口腔保健に関する知識の習得及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発のために必要な施策

(2) 市民が生涯にわたって定期的に歯科検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けることを促進するために必要な施策

(3) 歯科口腔保健の推進に関する施策の実施体制の確保及び歯科医療業務、保健等業務を行う関係機関等に従事する者の連携体制の構築に関する施策

(4) 乳幼児期、学齢期、妊娠期、周産期、成人期及び高齢期のそれぞれの特性に応じた歯科疾患の予防及び早期発見その他歯科口腔保健の推進のために必要な施策

- (5) 幼児、児童及び生徒のう蝕、歯周病及び外傷による歯の喪失を予防するため、学校等における歯みがき、フッ化物洗口の普及その他の科学的根拠に基づいた効果的な取組に関し必要な措置を講じる施策
- (6) 8020運動(80歳になっても20本以上自分の歯を保とうとする運動をいう。)や歯と口の健康週間等を活用した生涯にわたる歯科口腔保健についての関心と理解を深めるために必要な施策
- (7) 障がい者及び介護を必要とする高齢者その他の者が、適切かつ効果的に、歯科医療その他口腔保健に関するサービスの提供を受けるために必要な施策
- (8) う蝕予防のためのフッ化物の応用を含めた総合的な歯科口腔保健の推進を図るために必要な施策
- (9) 歯科口腔保健の観点から糖尿病、脳卒中、がんその他の生活習慣病対策及び喫煙に伴う歯科口腔の健康被害の対策を図るために必要な施策
- (10) がん等の周術期における歯科口腔保健の推進を図るために必要な施策
- (11) 歯科口腔保健の推進の効果的な実施に関する情報の収集及び調査研究の推進を図るために必要な施策
- (12) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進を効果的に実施するために必要な施策(基本計画)

第10条 市長は、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、歯科口腔保健に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に基づく市の健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する市の計画と整合性を図らなければならない。

[健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項]

3 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯科口腔保健の推進に関する基本的な方針
- (2) 歯科口腔保健の推進に関する目標
- (3) 歯科口腔保健の推進に関し、市が総合的かつ計画的に講じるべき施策

4 市長は、基本計画を定めようとするとき又は変更しようとするときは、市民の意見を反映するよう努めるとともに、別に定める歯科口腔保健委員会の意見を聴くものとする。

5 市長は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく公表しなければならない。

6 市長は、歯科保健医療をめぐる情勢の変化を勘案し、歯科口腔保健の推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに基本計画を見直すものとする。

(財政上の措置)

第11条 市は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

3 桐生市歯科口腔保健委員会設置要綱

(平成27年10月1日施行)

改正 平成29年4月1日 令和2年4月1日

令和5年4月1日

(目的)

第1条 桐生市歯科口腔保健の推進に関する条例(平成27年桐生市条例第34号)に基づき、歯科口腔保健の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を総合的かつ計画的に推進するため、桐生市歯科口腔保健委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

[桐生市歯科口腔保健の推進に関する条例(平成27年桐生市条例第34号)]

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 基本計画の立案に関すること。
- (2) 基本計画の評価及び進行管理に関すること。
- (3) その他歯科口腔保健の推進に関し委員会が必要と認める事項

(委員の構成)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 歯科医療等業務従事者
- (3) 保健医療福祉関係者
- (4) 教育保育関係者
- (5) 事業者
- (6) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部健康長寿課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱により最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則(平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

4 「元気織りなす桐生21」推進委員会設置要綱

(平成25年4月1日施行)

改正 令和2年4月1日

(設置)

第1条 桐生市健康増進計画「元気織りなす桐生21」(以下「計画」という。)を総合的かつ計画的に推進するため、「元気織りなす桐生21」推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の評価及び進行管理に関すること。
- (2) 計画の見直し及び作成に関すること。
- (3) 関係部課相互間の連絡調整に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員会の委員は、健康づくりに関係する部課等の職員のうちから、所属長の推薦する者をもって充てる。
- 3 委員会に委員長1人、副委員長1人を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 5 委員長は、会務を総務し、委員を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部健康長寿課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(「元気織りなす桐生21」評価検討委員会設置要綱の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、「元気織りなす桐生21」評価検討委員会設置要綱(平成18年2月15日施行)は廃止する。

附 則(令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

5 委員名簿

(1) 桐生市健康づくり推進協議会委員名簿

	役 職 名	氏 名	備 考
1	桐生保健福祉事務所危機管理専門官	加藤 博子	
2	桐生市区長連絡協議会第1区区長	林 進	
3	桐生市区長連絡協議会第2-1区区長	山形 賢助	
4	桐生市区長連絡協議会第2-2区区長	大塚 慶治	
5	桐生市医師会副会長	永田 徹	会長
6	桐生市歯科医師会会長	星野 浩之	副会長
7	桐生薬剤師会副会長	松井 孝史	
8	桐生栄養士会会長	酒井 弘子	
9	桐生市民生委員児童委員協議会理事	今泉 美智子	
10	桐生市スポーツ推進委員会会長	齋藤 浩司	
11	桐生市母子保健推進協力会副会長	家合 左知子	
12	桐生市食生活改善推進協議会会長	青木 由美子	
13	生涯学習推進協議会監事	柏田 博子	
14	桐生大学 講師	風間 順子	
15	公募による委員	浅井 陵	
16	公募による委員	江原 和恵	

(2) 桐生市歯科口腔保健委員会名簿

	設置要項による区分	所 属	職名等	氏 名
1	歯科医療等 業務従事者	一般社団法人 桐生市歯科医師会	会長	◎星野 浩之
2	保健医療福祉 関係者	一般社団法人 桐生市医師会	理事	○設楽 公一
3	学識経験を有するもの	桐生保健福祉事務所	医長	佐々木 隆文
4	歯科医療等 業務従事者	一般社団法人 桐生市歯科医師会	専務理事	中島 正光
5		特定非営利活動法人 群馬県歯科衛生士会	歯科衛生士 桐生地区担当	原 貴美子
6	保健医療福祉 関係者	一般社団法人 桐生薬剤師会	薬剤師会理事 コスモファーマ薬局 大間々店	山崎 俊英
7		老人福祉施設協議会 桐生圏域ブロック	高齢福祉関係者 (特別養護老人ホームげん き・倶楽部施設長)	木村 竜樹
8		社会福祉法人 希望の家	障害福祉関係者 (療育センターきぼう歯科 衛生士)	福島 友枝
9		桐生栄養士会	栄養士会 福祉事業部職域部長	北原 香織
10	教育保育 関係者	桐生市立幼稚園長会	市立幼稚園代表 (相生幼稚園 園長)	我満 直子
11		桐生私立保育園連盟	私立保育園代表 (ひかりこども園 園長)	箱守 陽子
12		桐生市立小学校校長会	小学校代表 (北小学校 校長)	田川 昇一
13		桐生市立中学校校長会	中学校代表 (境野中学校 校長)	中嶋 伸夫
14	事業者	桐生商工会議所	事業者代表 (桐生商工会議所常議員)	塚田 秀俊
15	公募による 委員	一般	—	星野 昌江

◎委員長 ○副委員長

(3) 「元気織りなす桐生21」推進委員会名簿

	所 属	職名	氏 名
1	市民生活部 スポーツ・文化振興課 スポーツ振興担当	主事	飯塚 和奏
2	市民生活部 清掃センター 清掃担当	主査	矢島 智之
3	保健福祉部 福祉課 保護係	主事	荻野 瑛大
4	保健福祉部 医療保険課 国保係	主事	野村 ひかり
5	子どもすこやか部 子育て支援課 相生保育園	主査	○塩原 君代
6	子どもすこやか部 子育て相談課 母子保健係	主査	◎町田 英子
7	子どもすこやか部 子育て相談課 母子保健係	主任	赤石 紘子
8	子どもすこやか部 青少年課 青少年係	主査	下山 秀人
9	産業経済部 商工振興課 商業金融担当	主任	遠藤 礼奈
10	産業経済部 農林振興課 林業振興担当	主査	河内 勝
11	地域振興整備局 新里支所 市民生活課 福祉係	主任	堀越 裕
12	地域振興整備局 黒保根支所 市民生活課 市民サービス係	主任	田村 綾香
13	教育委員会教育部 教育総務課 学校給食中央共同調理場	栄養士	市川 雅一
14	教育委員会教育部 学校教育課 教育支援室 保健体育係	指導主事	星野 隆臣
15	教育委員会教育部 生涯学習課 社会教育係	主任	前原 朱李
16	教育委員会教育部 生涯学習課 昭和公民館	主査	新田 貴一

◎委員長 ○副委員長

6 計画の策定過程

(1) 元気織りなす桐生21(第3次) 作成過程

年 月 日	内 容
R5年 6月 19日	第1回「元気織りなす桐生21」推進委員会 ・元気織りなす桐生21次期計画の期間と概要について ・次期計画策定のための絞り込みシートの作成について
R5年 7月 5日	第2回「元気織りなす桐生21」推進委員会 ・元気織りなす桐生21(第3次)骨子案について
R5年 7月 10日	第1回桐生市歯科口腔保健委員会 ・次期桐生市歯科口腔保健推進計画の骨子について
R5年 7月 19日	第1回桐生市健康づくり推進協議会 ・元気織りなす桐生21 第2次計画の延長並びに第3次計画の作成について ・元気織りなす桐生21(第3次)骨子案について
R5年 10月 3~4日 電子会議室	第3回「元気織りなす桐生21」推進委員会 ・健康増進計画 元気織りなす桐生21(第2次)及び歯科口腔保健推進計画 最終評価報告書(案)について ・元気織りなす桐生21(第3次)素案について
R5年 10月 11日	第2回桐生市歯科口腔保健委員会 ・桐生市歯科口腔保健推進計画 最終評価報告書(案)について ・次期桐生市歯科口腔保健推進計画の素案について
R5年 10月 27日	第2回桐生市健康づくり推進協議会 ・桐生市健康増進計画 元気織りなす桐生21(第2次)及び桐生市歯科口腔保健推進計画 最終評価報告書(案)について ・元気織りなす桐生21(第3次)素案について
R5年 10月	桐生市と桐生大学・桐生大学短期大学部との連携協定に基づく事業 (公衆衛生分野における有識者による助言) 助言者：桐生大学医療保健学部栄養学科講師 橋 陽子氏
R5年 11月	栄養・食生活改善業務推進会議における策定支援 桐生保健福祉事務所
R5年11月28日~12月27日	元気織りなす桐生21(第3次)(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施
R6年 2月 電子会議室	第4回「元気織りなす桐生21」推進委員会 ・健康増進計画元気織りなす桐生21(第2次)及び歯科口腔保健推進計画 最終評価報告書(最終案)報告 ・元気織りなす桐生21(第3次)(最終案)報告
R6年 2月 書面開催	第3回桐生市歯科口腔保健委員会 ・健康増進計画元気織りなす桐生21(第2次)及び歯科口腔保健推進計画 最終評価報告書(最終案)報告 ・元気織りなす桐生21(第3次)(最終案)報告
R6年 2月 書面開催	第3回桐生市健康づくり推進協議会 ・健康増進計画元気織りなす桐生21(第2次)及び歯科口腔保健推進計画 最終評価報告書(最終案)報告 ・元気織りなす桐生21(第3次)(最終案)報告

元気織りなす桐生21(第3次)

桐生市健康増進計画
桐生市食育推進計画
桐生市歯科口腔保健推進計画

令和6年3月発行

桐生市保健福祉部健康長寿課
〒376-8501 群馬県桐生市織姫町1番1号
電話 0277-46-1111